

〈研究ノート〉

## 原秀成「近代の法とメディア——博文館が手本にした一九世紀の欧米」に対する批判的検証

浅岡邦雄

はじめに

鈴木貞美編による論集『雑誌『太陽』と国民文化の形成』が平成十三年（二〇〇一）七月思文閣出版から刊行され、すでにいくつかの書評が出ている。ここでさらに書評を加えようというのではなく、本稿の目的は、同書に掲載された一論文、原秀成執筆「近代の法とメディア——博文館が手本にした一九世紀の欧米」（以下原論文または論文と記す）を取り上げ、批判的検証を試みようとするものである。

原論文は、博文館が出版活動を始動した最初に発行した雑誌『日本大家論集』（明治二十年六月創刊）に焦点をあて、とりわけ従来〈神話〉化している言説の書き換えを企図したもので、その意気は壮とすべきものである。しかしながらその内容は、資料に対する批

判的視点の欠落、資料の誤読、論理の飛躍・不整合、論証作業の欠如等、出版メディアの歴史的研究論考としては多くの問題と欠陥を内包するものである。〈神話〉の打破を意図した論考にしては、その論理の展開に杜撰な点が多く、かつ論文の中核となる仮説が成立し得ないという致命的欠陥を露呈している。今後、この論文が新説として流通しないとも限らないので、出版メディア史の視点から、その問題点を指摘しておく必要がある。すでにある書評において、従来流布された言説が「歴史的事実ではなく全くの「神話」であることを論証する、熱っぽい論文」といった受け止め方もされている。

本稿では、原論文の問題点を具体的に指摘するにとどまらず、考察の対象とされている課題について筆者（浅岡）の見解をも提示しながら、この論文で展開している仮説がそもそも基底から成立しないことを明らかにする。

まずはじめに、原論文の構成を示すと以下の通りである。

はじめに―問題の所在

一 博文館の創業をめぐる言説

二 一九世紀の欧米の「集録雑誌」

三 一九世紀と著作権―国際的状况

四 近代の雑誌と帝国―米日のそのち

おわりに―近代の法とメディア

第一章の「博文館の創業をめぐる言説」からみていくことにする。

この章では、博文館の雑誌『日本大家論集』（以下『大家論集』と記す）の新聞広告をとりあげ、広告記事から同誌の特徴を三点あげている。①欧米諸国の集録雑誌に倣ったとする文言や、表紙に英文タイトルや洋風な意匠が用いられていることから、欧米諸国が強く意識されていること。②本文の版面を読みやすく二段組にするなど、印刷に工夫がなされたこと。③背文字が印刷され、縦置きとする書物保存方法の変化に対応したこと。

はたして、『大家論集』はこうした特徴をもつと指摘されるような雑誌であったのだろうか。①②で指摘された英文タイトルや洋風な意匠および本文の版面には、明らかにモデルの存在が認められる。それは『大家論集』創刊の四カ月前、民友社から刊行された『国民

之友』である。同誌創刊号と『大家論集』の表紙を並べてみれば、一目瞭然である。

『国民之友』は、創刊間もなく青年読者に熱狂的に受け入れられ、広く読まれたばかりでなく、同誌の表紙に似せ、語彙やロジックを模倣した回覧雑誌や同人雑誌が全国的に数多く作られ、ひとつの流行ともなった<sup>2)</sup>。木村直恵著『青年』の誕生』にはそうした模倣誌の表紙が図版で掲載されているが、それら模倣誌に較べても『大家論集』の模倣の度合いははるかに大きい。上部に弓形の英文タイトルを配し、その下に対象とする分野、横書き誌名の書体、刊行年月、出版社名の位置、これら『国民之友』の表紙コンセプトはすべて『大家論集』の表紙に組み込まれている。

さらに、本文レイアウトにおいても容易に類似点が指摘できる。本文を子持ち野で囲み、版面を二段組とし、欄外に○印を付して記事論題を記し、行数こそ異なるものの一行二十四字詰めまで同一なのは偶然とはいえない。この暗合を解くひとつの傍証が、『国民之友』第三号（明治二十年四月十五日刊）末尾の「国民之友売捌所」に記された「越後長岡裏壹之町 大橋書房」の文字であろう。『国民之友』の華々しい成功をみて、当時長岡で大橋書房を経営していた大橋新太郎はただちに民友社と売捌の契約を結んだ。大橋父子にとって、自らが企画する雑誌のよきモデルがここにあった。かれらが強く意識したのは、欧米諸国などでは決してなく、身近にあって

華々しい売れ行きをしめす雑誌『国民之友』である。以上のことから、原論文における①②の記述はまったく当たらないといえよう。

③では、「同時に背表紙が印刷され、縦に置かれることが前提とされた」（五五頁）としているが、創刊から第七号（実際は編を使用しているが便宜的に号で記す）まで『大家論集』には背文字は印刷されていない。背文字が入るのは、一二〇頁に増頁した第八号以後であるが、このことをもって雑誌が縦置きとされ、『大家論集』が「書物の保存方法の変化に、いち早く対応したもの」（五六―五七頁）とは決していえない。

論文では、「東京図書館明治十九年報」に掲載の書函の図版を載せ、当時唯一の官立図書館（東京図書館は国立国会図書館の前身）で書物を書函に縦置きしていることを根拠としているが、出納の便と書架スペースの効率から導入された図書館の所蔵方法と、書店における書籍・雑誌の配置の事情を、知ってか知らずか混同している。

当時の東京図書館は、閉架方式であり、職員が書籍の出納をおこなうのであるから、「誰もがいつでも容易に取り出せ、かつ元の位置に戻す」（五六頁）ことなど不可能であった。そのうえ、ここに引かれた同館年報は、指令に基づき所管大臣に提出したものの控えであり、当時一般にはまったく公表されることのなかったもので、昭和四十九年国会図書館が初めて翻刻・刊行したものである。それ故、東京図書館の書函による保存方法に「いち早く対応」す

ることなど出来るはずもない。

他方、明治二十年当時の書店の店頭は、客が自由に書棚から書物を取り出すことのできる空間ではなかった。「座売り」と呼ばれ、書店は（書店に限らないが）一部の土間と畳敷きの部分からなり、店員が店の棚または蔵から書物を取り出してくる形態であったことは、当時の図像資料からも確認することができる。雑誌類は、畳敷きに置かれた低い平台に表紙を上にして置かれた可能性が高い。『大家論集』が『国民之友』の表紙を模倣した意図も、書店店頭での事情が考慮されていたのではないか。

また、この章で『大家論集』の部数に言及している部分では、「同誌の同年の年間収入金額は二百三万円とされ」（五七頁）とされている。この数字は『明治二十年大日本帝国警視庁事務年表』に掲載のものだが、数字を書き写した時点で不審に思わなかったのだろうか。明治二十年における二百三万円という金額がいかに膨大なものか、思いを巡らせてほしかった。同年（六月から十二月まで）の発行部数を約三万部と記しているのだから、ごく単純に定価十銭を掛けただけでも三千円である。銭・厘という金銭単位が通常であった時代に対する感受性が欠落している一例であろう。そのうえ、明治二十六年（一八九三）での『大家論集』の発行部数を「月平均八万部にまで達した」（五七頁）と推定しているが、これは大橋佐平が洋行した際、外国新聞への談話での数字であり、明らかに誇張さ

れたものと考えざるべきもの<sup>3)</sup>。原論文では、いっさい資料批判することなく記載を信じる傾向が多々みられる。

なお、注(17)での「転載された『学海之指針』は、いまだ木版印刷であった。(略)漢籍における木版の植字方法を、金属活字に移したもの」(七四頁)といった意味をなさない記述をみると、出版史への認識が危ういものと思われるのだが。

## 二

第二章では、広告中の文言「欧米諸国ニ於テ珍重セラル、所ノ集録雑誌ニ倣ヒ」とある「集録雑誌」がはたして実在したのかを確認することが課題となる。その手掛かりとして論文があげているのは、明治二十七年(一八九四)十二月の『大家論集』最終号掲載の「太陽発刊ノ主意」という一文である。ちなみに、『大家論集』自体に手掛かりがあったとしているが、この一文は『大家論集』だけでなく、同年十二月の他の雑誌においても掲載されている。一文中には、『当代評論(コンテンポラリーレビュー)』など欧米の雑誌九誌の名があがっているが、この九誌の内容を検討して『ハーバー新月報』が『大家論集』と似た無断転載雑誌であったとし、大橋佐平は「雑誌『日本大家論集』創刊の参考にした可能性がある」(六二頁)としている。そして次の第三章では、米国の『ハーバー新月報』が他誌から無断転載が可能であった要因として、米国がベルヌ著作権条約に

未加入であったこと、また、ベルヌ著作権条約そのものが雑誌記事の無断転載を禁じていなかったことをあげ、「博文館は、『ハーバー新月報』と同じやり方で『日本大家論集』をだしたともいえる。複製の仕方が、欧米から複製されてきた」(六五頁)のたという。

おそらく、この第二章と第三章が論文の根幹となる部分であろうと思われるので(副題に「博文館が手本にした一九世紀の欧米」とあるように)、その論旨が正当かつ説得力のあるものか否か、検討してみることにしよう。

まず、「太陽発刊ノ主意」中に記された九雑誌は、論文でも明らかにしているように雑誌『太陽』の刊行にあたって参考にした可能性のある雑誌である。そう記述しておりながら、末尾にいたると、九誌のうちの一誌、つまり『ハーバー新月報』が『大家論集』創刊の参考にされたものとされる。同誌の創刊から「太陽発刊ノ主意」が載るまでに約七年半の時間が経過しているのだが、この時間的経過はいっさい問題とされていない。この七年半のあいだに出版社として博文館がどれほど変容し、発展したか、編集態勢ひとつをみて、創刊時大橋佐平のほか内山、山本の僅か二名で始発した同社は、七年後編集部員だけでも十数名の陣容を維持している。こうした出版活動のダイナミズムもいっさい顧慮されない。七年以上の時間的経過を無視し、広告文中にあげられた雑誌のうち『ハーバー新月報』が無断転載雑誌であったことを幸いに、強引に『大家論集』は

この雑誌の方法を複製したのだと言い募る。博文館が『大家論集』創刊にあたってどのように『ハーバー新月報』を参照したのか、その根拠がどこに見いだせるのか、などの論証作業は見事なほど無視される。ひたすら無断転載雑誌が実在した、だから博文館はこれを参考にしたのだというのでは、無理を通り越して無茶というべきだろう。たとえ類似の雑誌が存在したとしても、それが一雑誌創刊の参考にしたか否かは、十分な検証・論証作業が必要であることは言うまでもない。『大家論集』創刊から七年半後の広告文言中に記された欧米雑誌のなかに、僅かに類似の雑誌があることをもってこれを手本にしたのだ、というのでは、論旨の正否を云々する以前の問題である。

そればかりか、注(61)では「ハーバー社は一八五〇年代末以降、掲載料を支払ったとされている」(八〇頁)とあるから、『ハーバー新月報』が無断転載をしていた時期は、最大限に見積もっても一八五〇年の創刊から五九年の十年間ということになる。日本の元号でいえば嘉永三年から安政六年の時期にあたり、佐平の十四歳から二十三歳の時である。洋学者でもない長岡の商人の次男であった彼が、この時期に欧米の書籍・雑誌を見る機会などは絶無であり、かつ彼は生涯英語を解することがなかったのだから、英文雑誌との「接点」などあり得ようはずがない。また、第二章の末で『日本大家論集』創刊時に、「集録雑誌」といえるものが欧米にあったことも

事実である」(六二頁)と記しているが、『大家論集』の創刊は一八八七年(明治二十)であり、他方、一八六〇年以降の『ハーバー新月報』はすでに原論文でいう「集録雑誌」ではないのであるから矛盾した記述というべきだろう。佐平と西洋文物との「接点」を見いだそうと、彼の長岡での活動を種々あげているが(六二頁)、なんの意味もなさない。

ついでに、あとひとつ指摘を加えておく。第三章末で、『大家論集』創刊号初版と第六版の表紙中、「政治・法律」が「政学・法学」に記載が変化していることに着目したのは結構なのだが、その理由を「保証金を不要とするため」(六五頁)であったとしている(五四頁の図版説明でもほぼ同様に記す)。著作権法制史を専門とする氏の文章とも思えぬが、同誌は論文にも記されている通り、新聞紙条例(明治十六年公布)により保証金を要せざる雑誌として認可されている。創刊以前に内務省へ届け出をおこなない、保証金を要さぬ雑誌と認められたのであるから、前述の表紙記載の変更を指して、内務省届け出以後(第六版は明治二十一年二月刊行)に保証金を避けようとしたための措置であったとしては、条文解釈上からも矛盾することになる。

明治十六年の新聞紙条例第八条では、東京で雑誌を発行する場合、五百円の保証金を納めなければならないとしている。だが、この条項には但書があり、「学術、技術、統計、及官令又ハ物価報告」に

関する雑誌は保証金を納めなくてよいとしている。つまり、保証金不要の雑誌は政治、時事を論ずることができず、『大家論集』はこれに該当する。にもかかわらず、初版表紙に政治と記載してしまつたのは、博文館側の大きな錯誤であつた。かりに当局がこの不正記載に気づけば、違法問題が浮上し、あるいは雑誌刊行が不能になつたかもしれないほどの大失策である。博文館は当局に気づかれる前、ひそかに前述のごとく訂正して事なきをえた。正確に言えば、明治二十年（一八八七）七月十日刊行の第二号初版で「政学・法学」と訂正されたのである。原論文の記述では、新聞紙条例の当該条項を誤解しているかに思われる。

### 三

ここまで、原論文の第一章から第三章までの記述に対して種々批判を重ねてきたが、当該の問題に関する筆者（浅岡）の見解を述べて置かなくては公平を欠くことにならう。博文館の『大家論集』創刊をめぐる状況について、筆者の見解を要約して以下に述べることにする。

『大家論集』という雑誌の発想は、そもそも大橋佐平ではなく、論文ではまったく言及されていないが、当時長岡にいた大橋新太郎によるものであつた。『大橋佐平翁伝』では、その間の事情を次のように記している。少し長くなるが引いてみる。

翁（佐平―引用者注）は宗教雑誌と婦人雑誌の発行に就て長岡に留まれる新太郎の意見を尋ねしに、其答は「雑誌の発行は時勢に適すと思はるゝも、専門の雑誌は方今百を以て数ふるほどある。而して各雑誌の記事主張は何れも尊重すべきものなるも、餘りに専門に偏して読者少なく、発行部数少なきを以て、其価比較的に高く、為に何れも広く一般に読ましむるには適せぬ。故に若し各雑誌の主要なる記事を一雑誌に集め、価を廉にして数多く発売することに努めば、必ず世を益することが多からう」。

宗教雑誌と婦人雑誌発行を計画していた佐平に対し、新太郎の意見は「各雑誌の主要なる記事」を収集して「価を廉に」する一雑誌の発行を勧めるものであつた。佐平は新太郎の意見を受け入れ、その方向で作業をすすめることとなる。この新太郎の構想は、すでに彼の胸中に発していたもののように、当時長岡で新太郎のもと『越佐毎日新聞』の編集に従事していた記者・松井広吉は、新太郎が「多くの雑誌にある各部の議論殊に名論佳作を一編に編集」すれば、必ず一般に広く歓迎されるであろうことを考えていたと述べ、『大家論集』を「新太郎氏発案の雑誌」と回想録に記している。

では、新太郎はなぜ前述のごとき性格の雑誌を発想し得たのであろうか。大橋父子は、長岡において様々な活動をおこなっていたが、

明治十年以降は雑誌、新聞、書籍の発行とともに書店をも経営しており、明治十四年（一八八一）『越佐毎日新聞』発行に奔走する佐平にかわって書店の経営は新太郎に一任されていた。<sup>6)</sup>十七年（一八八四）以降、書店は大橋書房と名のるが（以下時期にかかわらず大橋書房と記す）、長岡の書店では当時、教科書の発売を別にすれば四書五経や文章軌範など漢籍の販売が主であったが、大橋書房は雑誌や洋装本の新刊翻訳書、学術書などを仕入れて販売していた。<sup>7)</sup>その具体的書目は、『越佐毎日新聞』掲載の大橋書房による入荷書籍・雑誌広告等によっても知ることができる。広告や雑誌掲載の売捌所名に抛り、同店で販売または売捌所となっていた雑誌を順不同にあげてみると以下のものがある。

『同人社文学雑誌』『集合新誌』『团团珍聞』『驥尾団子』『東京経済雑誌』『政事月報』『絵入人情雑誌』『開花餘情』『欧米政理叢談』『女学雑誌』『文学叢誌』『万報一覽』『明法志林』『中央学術雑誌』『法学協会雑誌』『国民之友』等。

明治十年から二十年初頭に刊行された学術・政治・経済・文芸等の主な雑誌を大橋書房では扱っており、これら雑誌の販売を通して新太郎に前述の発想が芽生えたであろうことは推測に難くない。あえて言うなら、新太郎が参照し、「発案の雑誌」のヒントを得たのはこれら雑誌群であったろう。

前掲雑誌のうち、特に傍線を引いたものについてのみ簡単にふれ

ておく。『集合新誌』は、明治十年（一八七七）十一月に由己社から刊行されたものだが、内実は『近時評論』『農業雑誌』や『花月新誌』等々の雑誌から記事を無断転載したもの。まさに雑誌編纂法において『大家論集』の原型ともい得る雑誌である。『政事月報』は、明治十五年（一八八二）九月政事月報社刊行の月刊雑誌で、編集人は黒岩大（涙香）である。同誌は無断転載雑誌ではないが、政府の布告・達類を掲載するとともに、主に諸新聞の政治関係の論説、記事等を要約し、政党の動向を各新聞をもとにリライトしたものの。

『万報一覽』は、明治十六年（一八八三）七月鴻盟社発行の旬刊誌で、毎号の巻頭に官令公報を載せ、各新聞記事を要約するところは『政事月報』に似るが、「例言」によれば「本紙は雑報の摘要多分にして其論説を取ること疎なるに似たり」「論説の如きは先づ東京の重立たる新聞を取て其題意を略述し其他各欄は都鄙の各紙に出入して其萃を抜くもの」としている。

これら三誌は、雑誌編集の対象と方法にそれぞれ多少の差異はあるが、通底する主旨は諸新聞・雑誌の記事・論説・雑報等を転載あるいは要約し、一雑誌に集録して提供することにより「聊か公衆の便利を謀<sup>8)</sup>」ることにあったことは疑いない。大橋書房は、この三誌の売捌所でもあった。新太郎はこうした諸雑誌販売の経験から、「若し各雑誌の主要なる記事を一雑誌に集め、価を廉にして数多く発売することに努めば、必ず世を益することが多からう」との確信

を強めたものと考えられる。

同時に、明治十年代には他紙誌から転載・要約することにより編集した雑誌類が少なからず存在したという背景がある。<sup>10)</sup>『新聞集誌』

『集合新誌』『新聞統物抜萃』『時論集誌』『論説集誌』『輿論日報』等々がそれであるが、転載された新聞・雑誌がこうした行為を紙上で批判しても、当時の出版法規ではこれら新聞・雑誌からの無断転載を違法とする法文がなかったのである。法規上の不備は、『大家論集』創刊の時期においても同断であった。

もうひとつの問題点は、原論文が執着した新聞広告の文言、「本集は欧米諸国ニ於テ珍重セラル、所ノ集録雑誌ニ倣ヒ」(五四頁)の解釈であろう。この一節があつたがために、氏は『大家論集』が雑誌編集において手本とした欧米の〈集録雑誌〉があつたはず、との予断を持つてしまったのではないか。広告の文言は、同誌「緒言」にあるものと少々異なる。「緒言」では、「彼ノ欧米諸国ニ汎ク行ハル、所ノ集録雑誌ニ倣フ者ナリ」とあり、広告文では一部変えてあるが、趣旨に変わりはない。

原論文では、この「緒言」を誰の執筆になるものと考えたのか記載がないので不明だが、文脈から推測するに大橋佐平と判断したのではないだろうか。実際には、「緒言」の執筆者は大橋佐平でも新太郎でもない。執筆したのは、当時長岡で「越佐毎日新聞」記者であつた松井広吉であり、それに添削の筆を加えたのが小林雄七郎で

あつたことは、『博文館五十年史』に明記されている。<sup>11)</sup>とすれば、松井が「緒言」にいう欧米の〈集録雑誌〉を熟知していて、それに倣おうとしたのだろうか。

松井は長岡に近い村松の出身で、地元の漢学塾で漢学を学び、その後上京して明治義塾に在籍した。明治十六年(二八八三)十八歳のとき、以前から投稿することのあつた『越佐毎日新聞』に入社する。松井にどれほどの英語力と西洋文物への知識があつたのかを断言することはできないが、彼自身は新太郎の大橋書房にあつたスベンサーなどの翻訳を好んで読んだと述べ<sup>12)</sup>、また、英語については次の挿話を記している。

大橋翁へ川島純幹氏を紹介して来た。翁は試験の上採用しようとして、余に即時試験をしろといはれる。直ちに別室に入つて、容貌堂々たる氏に対して、憲法論などを持出すと、氏はペラペラと余の未だ知らぬ英語などで答弁されたので、余は結果最良の甲点だと報告した。<sup>13)</sup>

教育歴、年齢、前記挿話などから判断する限り、欧米の雑誌類に対する広範な知識と読解力を彼が持ち合わせていたとは考えにくい。おそらく彼は、欧米で「珍重」される〈集録雑誌〉などという存在を知らなかつたと思われる。

〈集録雑誌〉云々の一節は、松井の文章に添削した小林雄七郎が加筆したもの、とするのが筆者（浅岡）の推定である。小林雄七郎は、明治十年代長岡におけるトップクラスの知識人のひとりであった。彼の履歴を略記すると、弘化二年（一八四五）一二月長岡藩士小林又兵衛の末子として生まれ、長兄は「米百俵」のエピソードで知られる虎三郎である。彼は幕末期に横浜に出て洋学を学び、塚原周造、星亨らと共同生活しながらアメリカ人タムソンや宣教師バラから英語を学んだ<sup>14</sup>。明治三年（一八七〇）に慶応義塾に入学、同級に馬場辰猪、城泉太郎がいる。慶応義塾において雄七郎は最上級の四等のクラスにおり、「半学生、半は教師と云ふやう」な立場<sup>15</sup>で、翌年土佐の海南学校に英学教師として一年間赴任する。その後官途に就き、大蔵省、工部省などで英書の翻訳に従事、工部省では工学寮権助（六等官、従六位）の地位にあったが、明治八年（一八七五）に退官。彼が翻訳した訳書をあげておくと、シャンド著『銀行簿記精法』（共訳）（明治六年）、チャンブル著『法律沿革事体』（明治九年）、マルカム著『馬爾加摩氏日耳曼国史』（明治十年）、『撃破翁第一世伝』（明治十三年）がある。このほか、長岡における育英事業や啓蒙教育活動などあるが略す。のち明治二十三年（一八九〇）に星亨の勧誘で自由党に入党、同年の第一回総選挙に当選するが、過度の飲酒が災いして、翌二十四年（一八九一）四月腎臓炎に尿毒症を併発して死去、享年四十七であった。著書に『自由鏡』『薩長土肥』などが

ある。

こうした小林雄七郎の履歴を考えれば、早くから英書に親しんだ彼が欧米の〈集録雑誌〉の存在を知悉していた可能性はきわめて高く、『大家論集』表紙に記された英文タイトルも雄七郎の案出によるものであること（『博文館五十年史』）などを勘案すれば、問題の一節が彼による加筆であったことはほぼ疑いないだろう。

#### 四

このあと原論文は、第四章の第三項で近衛篤磨講演「華族論」の『大家論集』への無断転載事件を取り上げて、この問題を契機に博文館は「無断転載を断念し、新たに『太陽』の創刊を決定したと考えられる」（六七頁）としている。ここである「華族論」の無断転載事件とは、明治二十六年（一八九三）十一月に国家学会でおこなった近衛の講演「華族論」を、翌年の二月、三月の『大家論集』（第六巻二号、三号）に無断転載したとして国家学会が抗議し、やがて訴訟に至るが、博文館側が数度交渉をかさねて、謝罪文を『国家学会雑誌』『大家論集』両誌上に掲載することで決着したものである。

論文ではこの事件を、「当時の立憲改進黨系メディアへの圧力と関連しておきた可能性が強い。政府は偽版事件を問題とすることで、大橋の政治活動に圧力をかけたと思われる」（六七頁）としている

が、突然立憲改進黨系メディアへの圧力と述べるだけで、いっさいその説明がないため、この部分の記述を読者が了解することはほとんど不可能ではないだろうか。この部分には注(67)が付してあり、詳細は『日本研究』第二十三集の原秀成「雑誌の法と博文館―整えられる近代」の第四章(正しくは第五章)を参照とある。別稿で詳細に論じることがかまわないが、本論文においても少なくとも最低限の論拠の説明は必要であろう。

ここで対象とする論文から離れて、参照せよとする『日本研究』の論考を検討しておくこともあながち無駄ではないので、やや遠回りの感はあるが、前掲の記述の根拠を検討してみよう。「雑誌の法と博文館」の第五章「一八九四年の近衛篤磨の講演の著作権侵害事件」がその該当箇所である。章のはじめで氏は、この事件を博文館側に非があったとはいいいく点があるとして、明治二十六年(一八九三)の著作権法第七条第一項但書をあげている。同項但書には、公開の席での演説を筆記して刊行するのは著作権侵害にあらず、としているからであるが、公開の講演を博文館側が筆記して掲載したのであれば、博文館に「非があったとはいいいく点」と指摘することは可能である。しかし、近衛の講演はすでに『国家学会雑誌』第八十三号(明治二十七年一月)に掲載されたものであり、表紙を見ても分かるように同誌は、出版法に拠る雑誌としてすでに著作権を取得している。したがって博文館は、「著作権所有」の雑誌から論文を無

断転載したことになり、国家学会側も確たる根拠があったからこそ提訴に及んだのである。博文館側に「非があったとはいいいく点」ことなどなく、明らかに博文館に違法な点があった。

そればかりか、論文にはいっさい記述はないが、国家学会からの抗議に対する博文館側の対応が姑息かつ拙劣であった事情が、『国家学会雑誌』の記事で明かされている。博文館の謝罪文が掲載された同誌第八十七号の「国家学会ヨリ博文館ニ対スル告訴事件ノ始末」の記事によれば、事件の推移は次のようであった。国家学会が双方の筆記を比較すると、文体は異なっているが(『国家学会雑誌』はナリ、タリであるのに対し、『大家論集』はです、ます体を用いる)、「其句読段落ハ勿論其省略セシ点マテモ悉ク符節ヲ合ス」ることから無断転載と判断し、謝罪させるべく抗議したところ、博文館は最初、近衛の講演を「公開演説ナリト信シテ国家学会雑誌ヨリ転載シタ」と述べ、さらに中途において「言ヲ変シテ転載ニアラスシテ之カ筆記ヲ掲載シタルモノ」であると反論した。その後提訴されるにおよぶと博文館は、「筆記ノ原物ナリトシテ速記録ヲ提出」してきたが、その速記録には『国家学会雑誌』が特に省略した部分のごとく省略されている事実からも「後日ノ捏造物」であることが明白であった。その後博文館から数回にわたって懇請があったことから、「後来ヲ戒メテ」告訴を取り下げた。これが国家学会側の一方的な言い分であることを認めたくえでもなお、実際はほぼここに述

べられた推移に近かったと考えられる。なぜなら、博文館幹部の坪谷善四郎が四月十五日から半月以上にわたり奔走し、当事者の近衛から穏便な処置を望む添え書きを書いてもらい、種々和解にむけて行動している事実が、逆に博文館側の非を証明しているともいえる。

前述のようにこの事件は、博文館側の謝罪文掲載により和解となり、裁判の場で係争されることなく終結した。氏の論文にもどると、第五章第三項および第四項では、この事件には複雑な背景があり、また、和解を必要とする事情もあったとしている。改進黨系メディアへの圧力云々の根拠にもなる部分なので、検討してみよう。

論文では、事件の背景には複雑な事情が存在したとして次の三点をあげている。①政府は、伊藤博文内閣に対立する近衛の講演内容が無秩序に拡散するのをくいとめたかったこと。②長岡時代から当時にいたるまで立憲改進黨を支持する大橋佐平の行動を内務省は警戒していたこと。内務省は版權侵害事件を問題化することで、博文館に圧力をかけ、版權尊重の世論を喚起することができ、近衛講演の拡散を防ぐことができたこと。③法規上では版權が国家学会に帰属することから、主役は近衛でなく国家学会であり、当時の同学会には政府の意向が反映する傾向があった。

この三点のうち、②はあとにして①と③についてまず検証してみよう。そもそも近衛の講演「華族論」は、華族の気概、品位、行為はいかにあるべきかを説き、後半で政治に関与する華族に言及し、

伊藤博文著『憲法義解』の貴族院議員の解釈に同意を示すとともに、貴族院議員の現状が前記の解釈に適合していないばかりか、卑屈の代名詞ともなりかねないことを卑近な例をあげて痛論したものである。近衛が「当時条約改正に反対し」ていたことは事実だが、講演自体は特に「政府に対抗的な内容であった」というほどのものではない。仮に版權侵害事件に政府の関与・介入という背景があったというのであるなら、そう考え得る資料・根拠を具体的に示すべきだが、そうした論証作業はいっさいなされていない。②で大橋佐平の立憲改進黨支持説が出ており、これが前引の「立憲改進黨系メディアへの圧力と関連しておきた可能性」の根拠となる部分であるようだ。佐平の政治への関与が「内務省警保局の秘密文書において警戒されていた」というのは、『公文別録』中の全国同志新聞雑誌記者同盟に関する文書に佐平の名があることによるのだが、この同盟に加わっていたのは改進黨だけでなく、国民協会、同盟政社、政務調査会などの会派や、自由党系紙誌を除く新聞・雑誌の記者であった。論文中には佐平の改進黨支持を証明する記述はみられないが、そう判断した理由を想像することはできる。おそらく、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』における大橋佐平の項目の記述がそれであろう。そこに「同年六月『越佐毎日新聞』を創刊した。この新聞は民権派でやがて改進黨系紙となったのである」（傍線引用者）との記述があるためと思われる。この一節は、「やがて」の部

分がポイントで、同新聞が改進黨系となるのは、佐平が明治二十一年末に清水清、広井一、川上淳一郎らに譲渡してからのことである。当事者のひとりであった広井は、この新聞譲渡をめぐる事情を次のように記している。

大橋氏ハ一ハ可成高価ニ譲与セントシ、一ハ清水氏ヲ始メ改進黨有志者ニ新聞ヲ渡スヲ面白カラズ思フ為メ、中途ニ到リ談判ハ逡巡進行セズ、大橋氏ハ只管難問ヲ提出シタリ。大崎・清水両君ニ向ツテ有志者ノ受持株数ヲ定ムベシト迫リ、而シテ之ヲ確定スレバ、改進黨主義者ニハ譲与シ難シトノ申出ヲナスアリ。又々自由派ノ代言人青山一蔵等ノ手ヲ経テ、自由派ノ大川直其他ノ者ニ向ツテ譲与ノ談ヲ持掛タル等ノコトアリタリ(註)（句読点引用者）。

結局、野沢尚輝、新沢文次郎を新社主として譲渡は実行されたが、両名を社主としたのは「只大橋氏ニ対スル一時ノ策略上社主ノ名ヲ貸シタル迄」であった。これによつても、佐平が改進黨系有志者を快く思つていなかったことは明らかで、彼が改進黨支持であった事實はない。氏が佐平を改進黨支持としたのは、前記『略伝』の記述と『公文別録』中の文書に佐平の名があることを短絡させた結果であり、「華族論」の版權侵害事件が、政府の改進黨系メディアへ

の圧力などとは関係がないことが以上のことから明らかであろう。

ここで本来の原論文にもどり、最後にもう一点指摘してこの批判的検討を終ることにしよう。すでにふれたように、第四章第三項で「博文館は政府と妥協し、無断転載を断念し、新たに『太陽』の創刊を決定したと考えられる」としている。この一節は、氏が『大家論集』全冊を通覧していないことをはしなくも明かしている。『大家論集』は周知の通り、創刊からある時期まで諸雑誌から論説を無断転載する編集方法であったが、明治二十三年（二八九〇）一月『日本之教学』を吸収し、部門の新設など雑誌構成を改編し、号数を第二巻一号と改変した。それ以前から講演の筆記が多く掲載されるようになるが、明治二十三年の改変以後は、講演を筆記したものの、他雑誌の許可を得たうえで転載したもの（例えば「東京学士会院ニ乞ウテ転載セシム」（三巻四号）など）、新たに執筆を依頼した論文の掲載などから構成されている。二十三年以後はほぼ毎年、判型や内容構成を変更するなど編集方針がめまぐるしく変化してはいるが、当初のような他雑誌からの無断転載は姿を消す。その要因は、博文館の編集手法に対し他雑誌から投げられた批判への対応であり、いまひとつは新たに原稿を依頼できる執筆陣との連携がすでに博文館側にできていたことにある。したがって、前述の「華族論」無断転載事件を惹起するまで『大家論集』は無断転載という旧来の手法を続けていた訳ではなく、この事件を契機に「無断転載を断念」し

たり、「太陽」の創刊を決定」したりしたのでないことは言うまでもない。

『大家論集』が二十三年以降しばしば判型や内容構成を変更していることはすでに述べたが、これは部数の停滞または低減のあらわれと考えられ、同誌の頻繁な改変は伸び悩む部数を挽回しようとする方策であったともみられる。事実、二十三年以降ほぼ毎年のように『大家論集』の特別廉売広告が同誌に載っており、残部を合本して定価の半額で販売してもいる。この廉売は『大家論集』に限らず他の雑誌でも同様であるが、極端な場合、在庫処分的手段として秤にかけて目方で売り払うことまでおこなっている<sup>9)</sup>。雑誌の外形・内容の改変の背後には、こうした営業上の問題が伏在していたのである。

ここまで、原論文について種々批判的な検討をおこなってきたが、時には厳しすぎる記述がみられたかも知れない。しかし、蛇足を承知であえていえば、出版メディアの歴史研究である以上、基本的な論証作業を回避しては論考は成立し得ないと考えるからである。氏が今後、出版メディア史を考察の対象にする場合、出版物が流通していたその時代の動向、機構、慣習といったさまざまな時代特性に対して、考察と感受性を忘れぬように切に望みたい。

## 注

- (1) 香内三郎「鈴木貞美」編「雑誌『太陽』と国民文化の形成」『書評』『出版研究』第三十二号（日本出版学会、平成十四年三月）二〇六頁。
- (2) 木村直恵「〈青年〉の誕生」（新曜社、平成八年二月）一六四—一八四頁。「雑誌の世の中」——『国民之友』のエピソードを中心に詳し。
- (3) 博文館の主要雑誌の発行部数については、浅岡邦雄「明治期博文館の主要雑誌発行部数」国文学研究資料館編『明治の出版文化』（臨川書店、平成十四年三月）一四三—一七七頁を参照されたい。
- (4) 坪谷善四郎「大橋佐平翁伝」（博文館、昭和七年三月）五六頁。
- (5) 松井広吉「四十五年記者生活」（博文館、昭和四年九月）二二—二三頁。
- (6) 中野豊記編・大槻文彦校正『小学日本暗射地図』付録巻下（小林二郎、明治十四年八月）末尾の売捌書肆に長岡・大橋新太郎の名があることから確認できる。
- (7) 三康図書館蔵、稿本「大橋佐平翁評論」中の川上元次郎談「失敗の長岡と成功の東京」を参照。
- (8) 「例言」「万報一覽」第二号（鴻盟社、明治十六年七月十五日）一頁。
- (9) 「社告」「万報一覽」第二号、表三。
- (10) これらの事情については、甘露純規「明治一〇年代における新聞からの転載——『東京絵入新聞』『籬の菊』を中心に」『名古屋近代

文学研究』第十八号（名古屋近代文学研究会、平成十二年十二月）

一一二頁に詳しい。

(11) 坪谷善四郎『博文館五十年史』（博文館、昭和十二年六月）一頁。

(12) 前掲松井広吉『四十五年記者生活』一四頁。

(13) 同前四三頁。

(14) 内山秀夫「解題小林雄七郎論」『復刻 薩長土肥』（慶応義塾福祉研究センター、平成十三年一月）一七一―一七四頁。

(15) 山下重一・小林宏編『城泉太郎著作集』（長岡市、平成十年三月）六四頁。

(16) 前掲内山秀夫「解題小林雄七郎論」一七六―一七七頁。

(17) 新潟県加茂市立図書館蔵の坪谷善四郎の明治二十七年日記に拠る。四月十五日から五月一日までの間、坪谷は近衛およびその周辺人物や国家学会側幹部などの間を奔走し、直接近衛に穏便な処置を望む書状を懇望して入手している。

(18) 長岡市立中央図書館文書資料室蔵、広井一編『長岡日進社歴史』〔稿本複製〕。

(19) 前掲浅岡邦雄「明治期博文館の主要雑誌発行部数」一五〇―一五一頁。